

委託業務仕様書

1. 業務名称等

- (1) 名称 令和8年度武蔵ヶ辻再開発周辺交通環境改善方策作成等業務委託
- (2) 場所 金沢市武蔵町地内
(対象：下堤町交差点、むさし西交差点、一般国道 157 号「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停周辺、武蔵スタジオ通り周辺)
- (3) 期間 契約締結日から令和9年3月26日までとする。

2. 業務目的

近年の社会情勢の変化に伴い、武蔵交差点周辺の交通環境においては、バス停留所におけるバス等の車両渋滞、バス待ち空間の不足による歩行者とバス利用者の交錯、横断歩道の歩行者の滞留等の交通環境の課題が生じている。

さらに、荷捌き車両の車線はみ出し等により、円滑な車両通行に支障が生じるなど、多様な交通課題への対応が必要となっている。

本業務は、武蔵交差点周辺における交通環境の課題を把握し、道路管理者や学識経験者等で構成する連絡協議会での検討に必要なサポート（資料作成など）を行うとともに、交通環境改善に向けた各種検討を進め、各整備方針（素案）を作成することを目的とする。

3. 業務方針

本業務は、地域住民（町会・商店街振興組合等）、交通事業者（バス・タクシー）、学識経験者、行政等で構成する連絡協議会における検討が円滑に進むよう、その素案を作成するものである。受注者は、以下の点に配慮して業務を行うこと。

(1) 調査結果及び協議意見の反映

現地調査の結果を的確に分析するとともに、関係機関協議等で出された意見や課題を速やかに素案の作成に反映させること。

(2) 検討案の整理

改善方策の実現性、費用と効果及び地域住民や交通事業者への影響等を比較検証するため、複数の改善方策を検討し、対比しやすい形で素案（報告書）に整理すること。

(3) 運行実務及び関係法令の確認

バスやタクシーの運行実務や関係法令等を踏まえ、実現に向けた課題を確認しながら検討を行うこと。

(4) 容易に把握可能な資料作成

専門知識のない地域住民や交通事業者等でも内容を把握しやすいよう、図面やデータはマップやイラスト等を用いて整理し、できるだけ分かりやすい素案（報告書）となるよう取りまとめること。

(5) 立場に応じた検討事項の整理

各関係者がそれぞれの立場で検討しやすいよう、地域住民・交通事業者・

行政に係る主な役割や今後検討が必要となる事項を整理し、素案（報告書）に分かりやすく取りまとめること。

4. 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備

調査の目的及び調査対象を確認し、現地踏査により状況を把握し、上位計画及び関連計画等を整理したうえで業務計画を立案する。

(2) 歩行者交通量調査の実施

休日 12 時間（7～19 時）の歩行者交通量調査を実施すること。

- ① 下堤町交差点及びむさし西交差点の指定横断歩道（別添）において、横断歩行者交通量（方向別）を計測すること。
- ② 武蔵地下 3 号線の利用実態把握のため、エムザ側出入口（別添）において方向別利用者数を計測すること。

(3) 自動車交通量調査の実施

休日 12 時間（7～19 時）の自動車交通量調査を実施すること。

- ① 下堤町交差点及びむさし西交差点において、各流入 4 方向の交通量（方向別・転向別）を計測すること。

(4) 渋滞長調査の実施

休日 4 時間（14～18 時）の渋滞長調査を実施すること。

- ① むさし西交差点における各流入 4 方向を対象に、信号が赤から青に変わる直前の渋滞（停止車両の列）の長さを計測すること。
- ② 計測は原則として 10 分間隔で行うこととし、渋滞長と合わせて渋滞通過時間を計測すること。渋滞通過時間は、信号が青に変わった時点の最後尾の車両が、対象交差点を通過するのに要した時間とする。
- ③ 渋滞長が上流の交差点まで達するなど、目視での計測が困難な場合は、ビデオ撮影等による計測又は事前協議の上で適切な手法により計測すること。

(5) 歩行者に配慮した交差点処理の検討（交差点解析 N=2 箇所）

下堤町交差点及びむさし西交差点を対象に、(2) 歩行者交通量調査、(3) 自動車交通量調査及び(4) 渋滞長調査のデータに基づき交差点解析を行い、各交差点の信号現示の改善案を検討し、素案を作成する。

解析に用いる交通量は、自動車・歩行者交通量調査は休日（7～19 時）、渋滞長調査は休日（14～18 時）の調査結果からピーク時を抽出して用いること。

(6) 観光バスの走行空間検討

一般国道 157 号及び石川県道 13 号 金沢停車場線から接続する市道（武蔵スタジオ通り）を經由し、再開発事業予定区域へ流出入する観光バスの走行動線を検討する。必要に応じて、当該市道内における付加車線の設置や車道拡幅等の対策案を提示し、各案の実現性（概略施工性、概略事業費レンジ等）を整理すること。

また、支障となる施設等については、現地踏査及び資料収集、発注者提供資料を基に、撤去・移設・集約の可否を検討する。検討結果は、対象物件ごとに

対応案、技術的可否、留意点、概算工事費（レンジ）、概略工期及び算定根拠を一覧で整理し、素案を作成すること。

なお、本業務は机上検討の範囲とし、測量・試掘等の詳細調査、詳細設計及び正式積算は含まない。

(7) 武蔵スタジオ通りにおける荷捌き空間の検討

武蔵商店街が利用する共同荷捌き空間の創出について、市道区域内での確保を基本として検討する。必要台数は、現地観測及び関係者ヒアリング等により設定し、設定根拠を整理すること。

また、市道区域内で荷捌き空間を設置するにあたり、支障となる施設等については、現地踏査及び資料収集、発注者提供資料を基に、撤去・移設・集約の可否を検討する。検討結果は、対象物件ごとに対応案、技術的可否、留意点、概算工事費（レンジ）、概略工期及び算定根拠を一覧で整理するとともに、歩行空間で確保すべき機能（安全性、快適性、動線の連続性等）にも配慮して検討し、素案を作成すること。

なお、本業務は机上検討の範囲とし、測量・試掘等の詳細調査、詳細設計及び正式積算は含まない。

(8) 一般国道 157 号におけるバス待ち環境及び連節バス対応バス停の検討

「武蔵ヶ辻・近江町市場」バス停におけるバス待ち空間及び将来の連節バス導入時に対応したバス停のあり方を検討し、素案を作成すること。

- ① 乗降客数、再開発事業の施設計画、既存施設配置等を踏まえ、必要なバス待ち空間の規模を検討すること。
- ② 連節バス路線バスの停車空間（停車位置・必要延長等）を3ケース程度設定し、歩行空間の確保と併せて、民地側セットバックの必要幅・区間を概略設定すること。
- ③ 想定されるバス待ち空間案に応じ、地下道出入口施設の対応方針（配置の見直し、集約の可能性等）を検討すること。

(9) 関係機関協議の補助

連絡協議会の運営に必要な関係機関協議（道路管理者、警察等）に出席し、検討内容の説明補助を行う。協議回数は4回程度を想定。

(10) 報告書作成

- ① 令和8年10月16日までに、業務内容（1）～（8）の実施結果を取りまとめた「中間報告書（素案）」を提出すること。
- ② 受注者は、連絡協議会における意見等を整理し、中間報告書（素案）に反映させたいうで、各整備方針をまとめた最終報告書を作成すること。

(11) 打合せ協議

打合せは、業務着手時1回、中間2回、成果納入時1回を標準とすること。

5. 成果品

中間報告書

中間報告書の提出部数は次のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 報告書（案） | 1部 |
| (2) 概要版（案） | 1部 |

最終報告書

成果品の提出部数は次のとおりとする。

- (1) 報告書 本編 1 部
- (2) 概要版 3 部 (A3 2 枚程度)
(ただし、発注者が行った調査内容についても合わせて整理を行うものとする)
- (3) CD-R 等の電子媒体 1 式
- (4) その他発注者が指示するもの

6. 手続き書類の提出

受注者は、業務に着手するときは、以下の書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務計画書 (工程表含む)
- (3) 管理技術者選任届

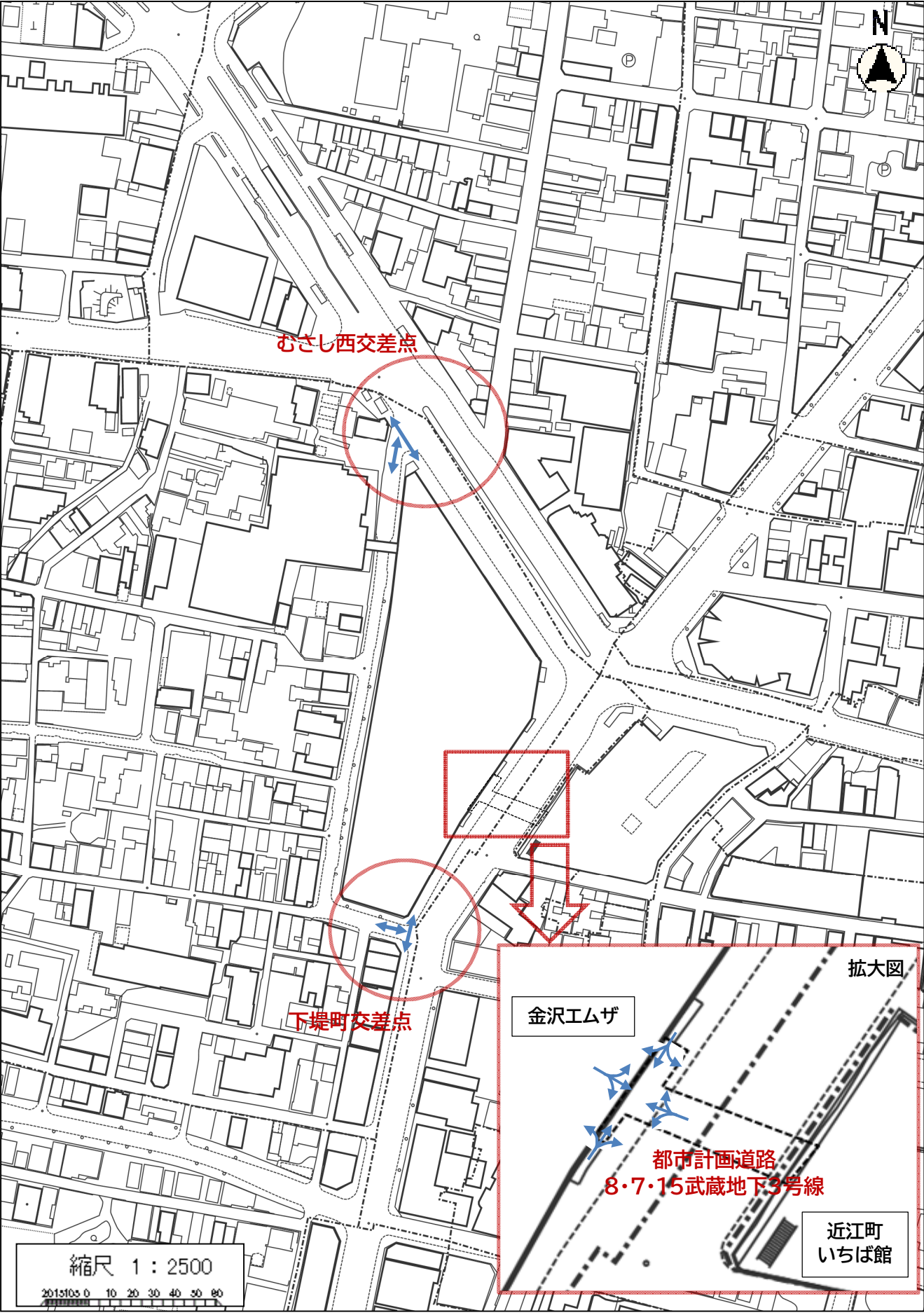
7. 資料の提供

発注者は受注者に次の資料を提供 (貸与) する。

- ・ 武蔵ヶ辻 A 地区市街地再開発事業 計画図
- ・ バス乗降者数調査結果
- ・ 無電柱化管路台帳

8. その他

- (1) 業務の執行にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 管理技術者は、技術士 (建設部門: 都市及び地方計画) 又は同等以上の専門知識と経験を有する者とする。
- (3) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、市と協議のうえ定めるものとする。
- (4) 受注者は本委託業務において知り得た情報及び成果品を他に漏洩、公表、貸与及び使用してはならない。特に、個人情報の管理は徹底すること。



むさし西交差点

下堤町交差点



拡大図

金沢エムザ

都市計画道路
8・7・15 武蔵地下3号線

近江町
いちば館

縮尺 1 : 2500

201505 0 10 20 30 40 50 60